

県南広域振興局長告示第66号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者が指定障害福祉サービス事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和7年7月1日

県南広域振興局長 菅原健司

短期入所

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0310900766	にゃおん一関	一関市弥栄字釜ノ沢10番地2	令和7年6月30日